

『乗り[逢い]交通』事業 導入に伴うスキーム

――＜事業実施の目的＞――

路線バスやコミュニティバスが地域の幹線を運行しているなか、『バス停まで遠く「おでかけ」ができない』などの“細かなニーズ”に対応するため『乗り[逢い]交通』を導入する。

導入のパターンとしては以下のとおり「3つ」想定しており、これらの導入に際し、市ではニーズの把握や対話会実施のサポート等、経費の一部補助を行う。

――＜それぞれの運営形態と補助制度＞――

1、運営形態

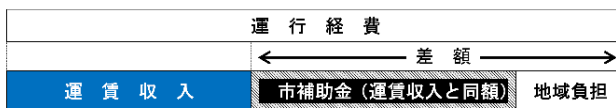
(1) 地域に交通事業者がいる場合

▶ 町内会等がタクシー業者へ「乗合タクシー」を委託する（委託できなければ↓(2)へ）

- ① 「全便満員」運行することができれば経費の全てを賄える運賃とする
- ② 全便満員とならず運賃収入で賄えない場合は、市より運賃収入と同額を補助する
- ③ 市補助を受けても不足が生じる場合は町内会等が負担する

※町内会等の負担が生じないような料金設定も可能。ただし1人利用の負担が増える。

＜市補助金の考え方＞



＜委託費用が10万円だった場合の例＞

- ① 運賃4万円＋市補助4万円＋地域負担2万円
- ② 運賃5万円＋市補助5万円(地域負担ゼロ)
- ③ 運賃6万円＋市補助4万円(費用上限)

(2) 交通事業者がいない場合 ※(1)で交通事業者が受託しなかった場合を含む

▶ 町内会等が主体となり自主運行をする

① 「公共交通空白地有償運送」を行う

- ・複数町内など、運行範囲の広い交通を想定
- ・実施団体で運輸局への届出等の事務をする必要がある
- ・市からワゴン車両を無償貸与することができる

対象経費：燃料代、任意保険料、自賠責保険料、運転手報酬、車両修繕料（年30,000円）、消耗品（年20,000円）、市町村有償運転者講習料、事務費（月10,000円）

補助率：75%

② ボランティアによる「互助による輸送」を行う

- ・単一町内など運行範囲の小さい交通を想定
- ・車両はドライバー自家用車の使用を基本とする（市からの車両無償貸与も可能）

対象経費：燃料費、移動支援サービス専用保険料、事務費（月2,000円）

補助率：90%

上記に加え1運行日あたり500円の車両維持費を補助する

2、運行ルート

(1) 運営形態やルートや便数、運賃は地域で協議のうえ決定するものとする。

(2) 運行されるルートは、最寄りの交通結節点（バス停、駅）までを基本とし、公共交通体系の役割分担に十分配慮したうえで、近隣の生活関連施設（スーパーや医療機関等）への運行も可能とする。

※ 「結節点」＝ 鉄道駅、バス停（路線バス、コミバス）